



自治の意義 (三) Y.R. 生

市町村會の組織

(一) 一定員、市町村會は一般公民中から選出された市町會議員から成り立つ。その定員は市町村制に於て人口數を標準とし原則が規定されて居る。市では五萬以下の三十人を最小限とし二十萬以上の四十八人を最大限とされてあるがそれ以上の人口數に應じて増員することが出来る。現在東京市の如きは八十四人である。町村では人口五千未満の二人を最小限とし二萬以上の三十八を最大限とされる。

市町村會議員は一般公民から選舉されること前述の通りであるが以前は等級選舉が行はれ公民を納稅額から二級若くは三級に分け各級から等級の議員を選んでいたが大正十五年の改正で撤廢された。

(二) 選舉権、被選舉権、市町公民は原則として選舉権があるけれども公民権停止中のものとか軍隊生活をしてゐる者等の如く特に選舉権を行はし得ないものがいる、次に選舉権ある者は被選舉権を有するのが原則であるが職務の關係上その権利を除外された者があり一定の制限を加へられる者がある。

(三) 市町村會議員の地位市町會議員は名譽職であつて選舉された以上は盡りに

辭することが出来ぬ又体給

自治の意義 (三)

生

自治

の意義

生

の意義



